資料３

流　福　審　第　　号
令和８年９月３０日

流山市長　井崎　義治　様

流山市福祉施策審議会
会長　　中　登

第７次流山市障害者計画並びに第８期流山市障害福祉計画及び
第４期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）

令和８年４月２７日付け流福第１４号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本計画の基本理念を実践するにあたっては、障害者が一人の自立した地域住民として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の形成に向け施策を推進してください。

あわせて、障害のある人に対する理解を地域全体で広げるとともに、切れ目のない包括的な相談支援体制の充実を、全庁的・地域的な協働体制のもとで取り組んでください。

１）障害者が自ら望む社会活動に主体的に参加できるよう、情報アクセシビリティの保障と、移動支援の充実に努めてください。

２)障害者の差別解消､権利擁護の推進及び虐待の防止が図られるよう、市民等への普及啓発、関係機関及び事業者の連携による取組みを推進してください。

３）障害者が、地域で自分らしく生活するためには、住まい、通所、日中活動、生涯学習を行う場などの充実が不可欠です。家族の状況変化など見据え､障害福祉サービス等事業所の体制整備を進めてください。

４）医療的ケア児者・重症心身障害児者及びその家族が尊厳を持って地域で安心して生活ができるよう､通学時の移動支援､通所施設の充実、日中活動の場や在宅レスパイト支援など、個々の状況に応じた適切なサービスを提供し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫したサービス体制の構築に取り組んでください。

５）重度の障害のある人の地域生活を支えるためには、事業所における体制の充実が欠かせません。事業所と協議するなど必要な体制整備に取り組んでください｡また､重度障害者の就労支援の充実を図るなど、社会参加へ向けた自立の基盤づくりを推進してください。